

山梨県公報

第千九百六十五号

平成二十一年

七月十六日

木曜日

目次

告示

平成二十一年度における建設工事の請負の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………三八五

平成二十一年度における建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………三九一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三九七

山梨県市町村職員共済組合の決算の公表……………三九七

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十五件)……………三九九

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四〇二

人事委員会

平成二十一年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員の変更に……………四〇二

公安委員会

平成二十一年度交通誘導警備業務二級検定の実施について……………四〇四

その他

一般競争入札について(二件)……………四〇五

告示

山梨県告示第二百二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十一年度山梨県が契約を締結する建設工事の請負に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下単に「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横内正明

一 一般競争入札に参加することができる者

一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

2 令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者

3 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による許可を受けていない者

4 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の直前に到来する事業年度の終了の日において引き続き一年以上建設業を営んでいない者

5 申請日から一年七月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書(第一号様式)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 一の5の経営事項審査の結果通知書の写し

(二) 工事経歴書(第二号様式)

(三) 営業所一覧表(第三号様式)

(四) 建設業許可通知書の写し

(五) 法人の登記事項証明書

(六) 身分証明書(個人の場合)

(七) 納税証明書(申請日の直前の県税及び消費税に係るもの)

(八) 契約を締結する権限を委任している場合においては、委任状

2 申請書及び添付書類は、山梨県県土整備部県土整備総務課(郵便番号四〇〇八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二二三 一六七三)に

あらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期間

四 変更等の届出

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十二年三月三十一日までとする。

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を停止し、休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。

- 1 商号又は名称
 - 2 代表者又は代理人
 - 3 所在地又は住所
 - 4 その他営業に関し重要な事項
- 五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

- 1 一の1から3までのいずれかに該当することとなつたとき。
- 2 一の5の経営事項審査を継続して受けなかつたとき。
- 3 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

山梨県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

七 その他

この告示の施行の際現に建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十年山梨県告示第百十七号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）この告示に基づく資格を有する者とみなす。

第1号様式

受付番号

平成21年度一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

平成21年度において、山梨県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、当該事項に変更を生じた場合には速やかに届け出ること及び地方自治法施行令第167条の4第2項に掲げる者に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地又は住所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

許 可 番 号	般特	年 度	年 月 日

般特欄には、一般建設業の場合は「1」を特定建設業の場合は「2」を記入のこと。

本店・本社等を記入してください。（*欄については、記載しないこと（以下同じ。）。）

商号又は名称			
商号(フリガナ)			
*市町村コード			
市 町 村 名			
所 在 地			
代 表 者 氏 名			
代表者(フリガナ)			
郵便番号			
電話番号			
F A X 番 号			
技術職員数		人	
営業年数		年	
資 本 金	千円		
外 資 状 況	1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (比率: %) (比率: %)

前記の本店・本社等以外が山梨県を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。

支店・営業所名			
*市町村コード			
市 町 村 名			
所 在 地			
郵便番号			
電話番号			
F A X 番 号			

前記の本店・本社等以外が山梨県との契約締結等を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。(入札・契約・支払金の請求受領等の委任先)

支店・営業所名	
*市町村コード	
市町村名	
所在地	
代理人職名	
代理人氏名	
郵便番号	
電話番号	
FAX番号	

入札参加を申請する建設業の業種（許可業種欄には、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入してください。申請業種欄には、申請する業種に「1」を記入すること。）

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
許可業種																												
申請業種																												

支払金融機関登録

精算払及び部分払口座

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	預金種別欄には、普通預金の場合は「1」、当座預金の場合は「2」を記入すること。		
口座番号			
口座名義(かか)			

前金払口座（工事金の前金を受ける希望のある場合は、必ず記入してください。）

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	1	前金払口座は、普通預金の口座で、精算払及び部分払口座と別の口座であること。	
口座番号			
口座名義(かか)			

申請書取扱い責任者 所属
氏名
電話番号

山梨県告示第二百二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十一年度に山梨県が契約を締結する建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下単に「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に参加することができる者

一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者

2 令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができることとされている者

3 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

4 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の直前に到来する事業年度の終了の日において引き続き一年以上業として建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 業務経歴書（第二号様式）

(二) 営業所一覧表（第三号様式）

(三) 法人の登記事項証明書

(四) 身分証明書（個人の場合）

(五) 納税証明書（申請日の直前の県税及び消費税に係るもの）

(六) 契約を締結する権限を委任している場合においては、委任状

(七) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面

2 申請書及び添付書類は、山梨県県土整備部県土整備総務課（郵便番号四〇〇八

五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二三三 一六七三）に

あらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十二年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったとき又は営業を停止し、休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者又は代理人

3 所在地又は住所

4 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から3までのいずれかに該当することとなったとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

山梨県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

七 その他

この告示の施行の際現に建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百十七号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）この告示に基づく資格を有する者とみなす。

第1号様式

受付番号

平成21年度一般競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサル等）

平成21年度において、山梨県が発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、当該事項に変更を生じた場合には速やかに届け出ること及び地方自治法施行令第167条の4第2項に掲げる者に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

印

本店・本社等を記入してください。（*欄については、記載しないこと（以下同じ。）。）

商号又は名称	<input type="text"/>		
商号(フリガナ)	<input type="text"/>		
*市町村コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
市町村名	<input type="text"/>		
所在地	<input type="text"/>		
代表者氏名	<input type="text"/>		
代表者(フリガナ)	<input type="text"/>		
郵便番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
電話番号	<input type="text"/>		
FAX番号	<input type="text"/>		
技術職員数	<input type="text"/>	人	
営業年数	<input type="text"/>	年	
資本金	<input type="text"/>	千円	
外資状況	1 外国籍会社 [国名: <input type="text"/>]	2 日本国籍会社 [国名: <input type="text"/> (比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名: <input type="text"/> (比率: <input type="text"/> %) [国名: <input type="text"/> (比率: <input type="text"/> %)

前記の本店・本社等以外が山梨県を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。

支店・営業所名	<input type="text"/>		
*市町村コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
市町村名	<input type="text"/>		
所在地	<input type="text"/>		
郵便番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
電話番号	<input type="text"/>		
FAX番号	<input type="text"/>		

前記の本店・本社等以外が山梨県との契約締結等を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。(入札・契約・支払金の請求受領等の委任先)

支店・営業所名	
*市町村コード	
市町村名	
所在地	
代理人職名	
代理人氏名	
郵便番号	
電話番号	
FAX番号	

測量業を希望する場合は記入してください。

測 量		申請する場合は「1」を記入すること。
-----	--	--------------------

測量法(昭和24年法律第188号)第55条1項の規定による測量業の登録番号を記入してください。

登 録 番 号	登 録 年 月 日
-	

設計業を希望する場合は記入してください。

設 計		申請する場合は「1」又は「2」を記入すること。 (一級建築士事務所は「1」・二級建築士事務所は「2」)
-----	--	--

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所の登録番号を記入してください。

登 録 番 号	登 録 年 月 日
-	

建設コンサルタント業を希望する場合は記入してください。

建設コンサル		申請する場合は「1」を記入すること。
--------	--	--------------------

建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定により登録を受けている場合は、登録番号を記入してください。

登 録 番 号	登 録 年 月 日
-	

地質調査業を希望する場合は記入してください。

地質調査 申請する場合は「1」を記入すること。

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定により登録を受けている場合は、登録番号を記入してください。

登録番号	登録年月日
-	

補償コンサルタント業を希望する場合は記入してください。

補償コンサル 申請する場合は「1」を記入すること。

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定により登録を受けている場合は、登録番号を記入してください。

登録番号	登録年月日
-	

支払金融機関登録

精算払及び部分払用口座

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	預金種別欄には、普通預金の場合は「1」、当座預金の場合は「2」を記入すること。		
口座番号			
口座名義(かか)			

前金払用口座（工事金の前金を受ける希望のある場合は、必ず記入してください。）

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	1 前金払用口座は、普通預金の口座で、精算払及び部分払用口座と別の口座であること。		
口座番号			
口座名義(かか)			

申請書取扱い責任者 所属
氏名
電話番号

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人減災ネットやまなし

2 代表者の氏名 向山建生

3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市上祖母石七百二十五番地

4 定款に記載された目的

この法人は、生活小地域（自治会・班・組）の住民や事業所内の役職員・従業員が平素から自主的に減災の体制や規則を整え、自助力・共助力を高めておくことで、日々を安心して暮らせる地域社会の創造と、安心して仕事のできる職場環境の創造に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年七月九日から同年九月八日まで

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成二十年度の決算を次のとおり公表する。

平成二十一年七月六日

山梨県市町村職員共済組合

理 事 長 高 村 忠 久

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成20年度決算の要旨を公告する。

平成21年 7月 6日
山梨県市町村職員共済組合
理事長 高村 忠久

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形	
収	負担金	2,496,138	8,295,558		93,605	124,974				
	介護分	206,020								
	掛金	2,543,179	4,979,869			122,501				
	介護分	215,858								
	施設収入・商品売上						340,045			
	利息及び配当金	4,075		304,390	1,146	2,406	5,385	389,001	35	1
	介護利息	36								
	その他収入	292,850			46,236	48,590	88	15,719	337,020	202
	他経理から繰入金				16,922		30,137			
	前年度繰越支払準備金	424,805								
計	6,182,961	13,275,427	304,390	157,909	298,471	375,655	404,720	337,055	203	
支	給付金	2,775,022								
	役職員給与				91,929	31,183	8,284	29,202	11,876	
	旅費・事務費				6,530	3,215	1,305	1,325	808	
	商品仕入						7,415			
	飲食材料費						61,827			
	委託費				1,423	2,483	121,786	38	38	
	支払利息			304,390				377,098	288,257	202
	連合会払込金	90,246							30,160	
	連合会拠出金	233,304								
	老人保健拠出金	32,532								
	退職者給付拠出金	365,182								
	前期高齢者納付金	913,010								
	後期高齢者支援金	876,019								
	病床転換支援金	568								
	介護納付金	402,585								
他経理へ繰入金	16,922				30,137					
その他支出	6,295	13,275,427		64,241	253,924	170,868	7,193	15,402		
次年度繰越支払準備金	421,632									
計	6,133,317	13,275,427	304,390	164,123	320,942	371,485	414,856	346,541	202	
差引当期利益金		0	0	△ 6,214	△ 22,471	4,170	△ 10,136	△ 9,486	1	
差引当期短期利益金	30,941									
差引当期介護利益金	18,703									
年度末支払準備金	421,632									

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
資産									
流動資産	1,397,684	2,376	2,442,093	226,737	379,635	810,385	3,177,608	102,329	1
固定資産			12,310,347	2,800	160	1,535,916	22,779,508	12,093,953	10,524
資産合計	1,397,684	2,376	14,752,440	229,537	379,795	2,346,301	25,957,116	12,196,282	10,525
負債									
流動負債	242,387	2,376		549	102,649	37,863	24,243,997		119
固定負債	421,632		14,752,440	105,410	50,599	20,210	50,333	12,106,304	10,524
負債合計	664,019	2,376	14,752,440	105,959	153,248	58,073	24,294,330	12,106,423	10,524
資本									
資本剰余金						1,372,252			
利益剰余金	733,665			123,578	226,547	915,976	1,662,786	89,859	1
資本合計	733,665	0	0	123,578	226,547	2,288,228	1,662,786	89,859	1
負債・資本合計	1,397,684	2,376	14,752,440	229,537	379,795	2,346,301	25,957,116	12,196,282	10,525

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社かえで
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市大明見千二百六十八番地
- 3 代表者の氏名 大森修
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第八五九四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロッ
ク工事業、ほ装工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業及び水道施設工事業に
係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社永田工業所
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市千塚五丁目十番二号
- 3 代表者の氏名 永田章
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第一一七四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設
工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社深山工務所
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町国分千二十八番地七
- 3 代表者の氏名 深山文学
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第五九〇二号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社総建
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市青沼二丁目六番十九号
- 3 代表者の氏名 今井功明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第四五六〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工
事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の
取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社藤森建設工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町長浜千九百七十八番地
 - 3 代表者の氏名 藤森政雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第四九六〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社石川工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市上野四百十二番地
 - 3 代表者の氏名 石川隆
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第五九五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 渡邊建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立七千二百四十八番地
 - 3 代表者の氏名 渡邊玉廣
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第四四六四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年六月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社井出建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町大八田六千七百六十一番地四
 - 3 代表者の氏名 井出誠
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第一九五七号
- 四 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年六月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社近藤設備工業

- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町下矢作百七番地
- 3 代表者の氏名 近藤修一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第八五八三号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年六月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年七月十六日

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月二十二日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社峡南鉄工場
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町最勝寺八百四十八番地
- 3 代表者の氏名 深澤恒雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第九八三号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年六月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年七月十六日

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月二十八日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 渡辺工務店
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田八百七十六番地
- 3 代表者の氏名 渡邊敏彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第六一一四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年六月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年七月十六日

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月二十九日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社昭和技建
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条二千八十番地六
- 3 代表者の氏名 齋城誠
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八二八一号
- 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年六月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年七月十六日

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月二十九日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社大月メタル
- 2 主たる営業所の所在地 大月市脈岡町畑倉千八百七十二番地
- 3 代表者の氏名 米山昭次
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八九二四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年六月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社共栄土木
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市須玉町大蔵千三百七十五番地
 - 3 代表者の氏名 山田さつき
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第四八二四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年六月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年六月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社八松園土木
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田二千二百三十三番地五
 - 3 代表者の氏名 森川寿也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第六七八六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年六月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十一年七月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市成島字前田一一三九の三、一一三九の四、一一四一の四、一一四一の五、一一四三の四及び一一四三の九の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市成島千百四十三番地四 細田義明

人事委員会

● 平成二十一年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員の変更について
平成二十一年度山梨県職員等採用試験の職種別採用予定人員を次のとおりとする。
平成二十一年七月十六日

山梨県人事委員会
委員長 渡 邊 貢

平成21年度山梨県職員等採用試験の日程及び試験職種別採用予定人員

試験の区分	試験職種	採用予定人員	試験案内・申込書 配布開始日	受付期間 【インターネット 受付締切日】	第1次試験日	最終合格発表日
職員採用上級試験	行政	43名程度	5月11日(月)	5月13日(水) ~5月29日(金) 【5月22日(金)】	6月28日(日)	8月31日(月)
	社会福祉Ⅰ	1名程度				
	社会福祉Ⅱ	3名程度				
	獣医師	7名程度				
	薬剤師	10名程度				
	栄養士	1名程度				
	警察事務	5名程度				
	化学	7名程度				
	農業	4名程度				
	林業	10名程度				
	総合土木	20名程度				
	建築	3名程度				
	電気	1名程度				
	保健師	6名程度				
	研究(林業)	1名程度				
研究(機械)	1名程度					
警察鑑定研究 (化学)	1名程度					
職員採用初級試験	行政	1名程度	7月10日(金)	8月10日(月) ~8月31日(月) 【8月21日(金)】	9月27日(日)	11月13日(金)
	警察事務	2名程度				
小中学校事務職員採用試験	学校事務	7名程度		8月3日(月) ~8月31日(月) 【8月21日(金)】	9月20日(日)	10月23日(金)
身体障害者対象職員選考試験	行政	1名程度				

(※) 試験職種及び採用予定人員は変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

(※) 試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

公安委員会

● 平成二十一年度交通誘導警備業務二級検定の実施について
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十六日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

- 一 検定を実施する警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務二級
- 二 実施日時
平成二十一年十月十五日（木）午前九時から午後五時まで
- 三 実施場所
甲府市小瀬町八百四十番地 小瀬スポーツ公園内武道館（〇五五 二四三 三二一）及び第三駐車場
- 四 受検定員
五十人
- 五 受検資格
山梨県内に住所を有する者又は山梨県内の営業所に属する警備員
- 六 検定の方法及び内容
 - 1 検定の方法
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対して、実技試験は行わない。
 - 2 検定の内容
 - (一) 学科試験
 - (1) 警備業務に関する基本的な事項
 - (2) 法令に関すること。
 - (3) 車両等の誘導に関すること。
 - (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (二) 実技試験
 - (1) 車両等の誘導に関すること。
 - (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が

七 発生した場合における応急の措置に関すること。

七 受検の手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

検定を受けようとする者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を得ること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）。

(二) 事前申込受付期間

平成二十一年九月七日（月）及び同月八日（火）の午前九時から午後五時まで。なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

2 受検申請手続

1 事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により検定の申請を行うこと。

(一) 受検申請受付期間等

平成二十一年九月九日（水）から同月十一日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、郵送による申請は、受け付けない。

(二) 提出書類

(1) 検定申込書 一通

(2) 写真 二枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 次の書面のうちいずれかに該当するもの 一通

ア 山梨県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書）の写し、自動車運転免許証の写しなど）

イ 山梨県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

(4) 代理人が検定申請書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

(三) 検定手数料

検定手数料は、検定申請書の提出時に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙により納付すること。

なお、検定手数料は申請を取り消し、又は受検しなかった場合でも還付しない。

(四) 申請書類の提出先

提出する次の書面の区分に応じ、(二)に掲げる書類を該当する警察署に提出し、受理番号を申告すること。

- (1) (二)アの書面を提出する場合は、住所地を管轄する警察署
- (2) (三)イの書面を提出する場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- (3) 受検票の交付

受検票は、受検申請受付期間終了後に検定申請書を提出した警察署を通じて交付する。

八 携行品

受検票、筆記用具、ひも付き警笛及び室内用運動靴

九 その他

- 1 検定の受付は、検定当日の午前八時三十分から午前八時五十分までの間に武道館正面玄関ロビーにおいて行う。
- 2 検定合格者には、検定終了後に成績証明書を交付する。
- 3 検定についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五二二二五 二二二二一内線三〇二二二）に問い合わせること。

その他

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年七月十六日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

一 一般競争入札に付する事項

- 1 役務の名称及び数量
山梨県立中央病院清掃業務 一式
- 2 役務の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期間
平成二十一年十月一日から平成二十四年九月三十日まで
- 4 履行場所
山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院

二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- 3 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五に規定する基準に適合する者であること。
- 4 この公告に示す役務を確実に履行できると山梨県立中央病院管理局長が判断した者であること。
- 5 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。
- 6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 7 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの二年間において、従業員の給料又は賃金の未払い等不誠実な行爲がない者であること。
- 8 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積三千平方メートル以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有すること。
- 9 1から8までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院管理局総務課施設管理担当 電話〇五五 二五三 七一一 内線二〇四〇
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十一年七月二十七日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成二十一年七月三十日（木）から八月五日（水）までの

日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

4 入札説明会の日時及び場所

平成二十一年八月二十一日(金) 午後二時 山梨県立中央病院会議室一

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年八月二十八日(金) 午後二時 山梨県立中央病院会議室一

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十一年八月二十七日(木) 午後五時までに山梨県立中央病院管理局総務課施設管理担当(郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号)に到着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が為されないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてことがある。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定め

る入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 長期継続契約

この契約に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Cleaning Services for Yamanashi Prefectural Central Hospital 1 set

2 Date and Time for tender

2:00PM August 28, 2009

3 Bureau in charge

Facilities Management Section, General Affairs Division,

Administrative Bureau, Yamanashi Prefectural Central Hospital

1-1 Fujimi 1-chome Kotu-shi Yamanashi-ken 400-8506 Japan TEL055-253-7111

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年七月十六日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

山梨県立中央病院感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成二十一年十月一日から平成二十四年九月三十日まで

4 履行場所

山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法律」という。）に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業（感染性）の山梨県知事及び処分を行う所在地の都道府県知事等の許可を受けている者であること。

3 法律に基づき、特別管理産業廃棄物処分業（感染性）の都道府県知事等の許可を受けている者であること。

4 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの三年間において、一年間継続しての三百床以上の医療機関の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務の請負実績を有し、当該業務を問題なく履行していること。

5 この公告に示す役務を確実に履行できると山梨県立中央病院管理局長が判断した者であること。

6 この公告の日から入札の日までに山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。

7 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、廃棄物及び環境保全に関する法令等に違反した行政処分の適用を受けていない者であること。

8 1 から7までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院管理局総務課施設管理担当 電話〇五五 二五三 七一一 内線二〇四一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十一年七月二十七日（月）までの山梨県の休日を含め、条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成二十一年七月三十日（木）から八月五日（水）までの

日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

4 入札説明会の日時及び場所

平成二十一年八月二十一日（金）午後一時三十分 山梨県立中央病院会議室一

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年八月二十八日（金）午後一時三十分 山梨県立中央病院会議室一

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十一年八月二十七日（木）午後五時までに山梨県立中央病院管理局総務課施設管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号）に到着すること。

7 入札方法

入札金額は、収集運搬及び処分を行う感染性廃棄物一キログラム当たりの単価（収集運搬及び処分一切を含む。）を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が為されないおそれがあるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とする場合がある。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定め

る入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

4 長期継続契約

この契約に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
Collection, Transportation and Disposal of the Infectious Waste matter for Yamanaashi Prefectural Central Hospital 1 set
- 2 Date and Time for tender
1:30PM August 28,2009
- 3 Bureau in charge
Facilities Management Section, General Affairs Division,
Administrative Bureau, Yamanaashi Prefectural Central Hospital
1-1 Fujimi 1-chome Kofu-shi Yamanaashi-ken 400-8506 Japan TEL055-253-7111